

# 訪問看護ステーション虹運営規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、指定老人訪問看護の事業の人数及び運営に関する基準（平成4年厚生省令第3号、以下『基準』という。）第5条の規定に基づき、医療法人博報会岡崎東病院が設置する訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (事業の目的)

- 第2条 ステーションは、病気やけが等により、家庭において寝たきり又は寝たきりに準ずる状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた対象者に対し、看護師が訪問して、看護サービス（以下「指定（老人）訪問看護」という。）を提供するものとする。
- 2、老人保健法（昭和57年法律第80号）の健康保険法（大正11年法律第70号）の指定訪問看護の理念に基づき、寝たきり老人等の心身の特性を踏まえて、訪問看護利用者（以下「利用者」という。）の生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、在宅療養ができるように支援する事を目的とする。
- 3、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という）が、要介護状態（介護予防を行うにあつては、要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

## (運営方針)

- 第3条 ステーションは、訪問看護の実施にあたって、地域の保険・医療・福祉サービスを提供する関係機関との密接な連携に努め、その協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。
- 2、ステーションは、円滑かつ地域に密着した運営を図るため運営会議を設置する。
- 3、指定訪問介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の医事又は向上を目指すものとする。

## (事業所の名称等)

第4条 ステーションの名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 訪問看護ステーション 虹  
所在地 岡崎市洞町字向山13番地14

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに、次の職員を置くものとする。

管理者	看護師	常勤兼務	1名		
	看護師	常勤兼務	1名	理学療法士	非常勤兼務 1名
	看護師	常勤専従	2名以上	作業療法士	非常勤兼務 1名
	看護師	非常勤専従	2名以上	言語聴覚士	非常勤兼務 1名

- 2、前項の職員数は、業務の状況に応じて増減するものとする。ただし、基準第2条に規定する職員数を下回らないものとする。

### 3、職員の職務は、次のとおり

- (1) 管理者は、所属職員を指導監督し、ステーションの運営に携る業務を総括する。
  - (2) 保健師、看護師及び准看護師は、訪問看護を実施し、保健師及び看護師は訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成する。
- 4、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による提供は、保健師又は看護師による訪問の回数を上回らない設定とする。

#### (営業日及び営業時間)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。
- (2) 土・日曜日・国民の祝日・12月31日から1月3日の休日とする。ただし、緊急時及び希望時は訪問看護を行なう。
- (3) 営業時間は、午前9：00から午後5：30までとする。

#### (訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者からかかりつけの医師（以下「主治医」という。）に申し出があったときは、主治医からステーションに交付された（老人）訪問看護指示書に基づき、ステーションは、利用者と連絡を取りながら、現況を調査し、これを元に訪問看護計画書を作成し、訪問看護を実施するものとする。
- (2) 利用者又は家族から直接利用の申し込みがあったときは、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう、該当申込者を指導するものとする。
- (3) 利用者に主治医がないときは、ステーションから岡崎東病院に調整を依頼するものとする。

#### (訪問看護の内容)

第8条 訪問看護の内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 症状の観察、健康チェック、バイタルサインのチェック。
- (2) 清潔の保持（清拭、洗髪、入浴、シャワー浴、爪切り、寝具・寝衣の交換、膀胱洗浄）
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) 体位交換
- (5) ターミナルケア
- (6) 認知症患者の看護
- (7) 医療器具の交換・管理・指導（胃管カテーテル、バルンカテーテル、気管カテーテルストーマ）
- (8) 在宅酸素、自己注射、自己導尿、経管栄養、静脈栄養の管理・操作指導
- (9) 服薬の確認、介護家族への相談事業、介護方法の指導
- (10) 食事・排泄の介護、指導
- (11) 療養生活や介護方法の指導、相談
- (12) その他医師の指示による医療処置等
- (13) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士によるリハビリ

#### (緊急時における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急の事態が生じた時は、直ちに主治医に連絡し、その指示に従って必要な処置を行ない、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じなければならない。

- 2、看護師等は、前項の処置を講じた時は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料)

- 第10条 ステーションは、訪問看護を提供したときは、基本利用料は、次のとおりとする。  
健康保険各法に基づく負担割合
- 2、ステーションは、利用者の申し出により、次の訪問を提供したときは、基本利用料のほか、その他の利用料として、利用者から次に定める金額の支払いを受けるものとする。
    - (1) 2時間を越える訪問看護（長時間利用料）1時間につき2,500円  
但し、営業時間外の時は、1時間につき3,130円
    - (2) 営業時間以外に行なう訪問看護（時間外利用料）1回につき1,250円
    - (3) その他の費用  
紙オムツ等、日常生活物品は実費相当額  
死後の処置料 10,000円
  - 3、ステーションは、訪問看護に要する交通費について、医療保険にて自動車を利用した場合は次に定める金額とする。
    - (1) 通常の事業の実施地域を越える地点から、1回の訪問につき300円  
なお、有料駐車場等を利用して訪問したときは、利用者より実費相当額の支払いを別途受けるものとする。
  - 4、管理者は、利用者が生活保護者又はこれに準ずる者であると認めた時は、利用料（基本利用料を除く）及び交通費を減額又は免除する事ができる。この場合、利用者及び家族は減額又は免除申請書を管理者に提出し、許可を受けるものとする。
  - 5、ステーションは、訪問看護の開始に当り、あらかじめ利用者及びその家族に対し、訪問看護・利用料の内容及び費用について説明し、理解を得るものとする。
  - 6、ステーションは、利用料等の支払いを受ける時は、費用の細目を記載した領収書を交付するものとする。

(ハラスメント)

- 第11条 事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組む。
- 2、事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しない。
    - (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
    - (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする為
    - (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、利用者及びその家族が対象。  
ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討する。  
定期的に、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努める。

(秘密保持)

- 第12条 事業所及び事業所の職員は、正当な理由がない限りサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者家族(以下「利用者等」とする)の秘密を厳守する。  
職員が退職後、在職中に知り得た利用者等の秘密を漏らすことがないこと。  
事業所は、利用者等の個人情報を用いる場合は、利用者等又は利用者の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者等の個人情報を使用しない。

(高齢者等の身体拘束)

- 第13条 身体拘束は、利用者等の生活の自由を制限し、尊厳ある生活を阻むものである。尊

厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケア等の実施に努める。

尚、やむを得ない理由により身体拘束を行う場合には、その様態及び期間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急理由を記録するものとする。

(高齢者等の虐待の防止)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制を行うとともに、職員に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じる。

虐待の例として、身体的虐待・介護や世話の放棄、放任・心理的虐待・性的虐待・経済的虐待等。

(感染症の予防及びまん延の防止の対策)

第15条 看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うこと。

2、ステーション設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

3、感染予防対策としてサービス利用前後に手洗いや、持参の速乾性擦式消毒剤を使用する。尚、必要時は玄関内より防護服の着用する。

4、委員会の開催、指針の整備、職員に対しての研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を定期的に行うこと。

(業務継続に向けた取り組み)

第16条 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じるものとする。

2、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他)

第17条 ステーションは社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

附則

この規程は、平成15年8月1日より施行する。

最終改訂 令和6年6月1日